

個別報告

日本人は「在日朝鮮人問題」をどう考えてきたか？

外村 大

1、本報告の課題

在日朝鮮人とは、植民地期に朝鮮から日本（日本帝国の中の日本内地、つまり現在の47都道府県にあたる地域）に移住してきた朝鮮人とその子孫である。その人口は20世紀後半にはほぼ50～60万人で推移し、国籍別の外国人統計の首位の座を保ち続けていた。20世紀末からは外国人統計での朝鮮・韓国籍は減少を続けており、このうち比較的最近（少なくとも戦前や戦後直後ではない時期）に入国した留学生や企業の駐在員などを除く人びとは今日40万人弱であると推定されている。このような国籍統計での在日朝鮮人の減少は、日本国籍を取得する者が毎年一定数いるためである。こうしたことと、就労、留学等のために新たに日本にやって来た中国人およびその家族の増加のため、国籍別の外国人登録者数では2007年からは中国籍がトップとなっている。

だが、いぜんとして日本の中のエスニックグループとして在日朝鮮人が大きな地位を占め、重要であることには変わりが無い。外国人登録者の人口としてもやはり多いことは確かであるし、日本国籍に変更したとしても朝鮮民族としてのアイデンティティを保持する人びともいるし、日本社会の中で様々な形で在日朝鮮人が意識され、注目されること少くないためである。

ここでいう、意識や注目という言葉は、差別や偏見ということとしばしば関連している。また、心理的な問題だけではなく法律や行政上の措置でも在日朝鮮人は不平等な取扱いを受けて来た。もちろん、いくつかの面で改善があったことも確かである。しかし今日にもなお様々な問題が残されていることも事実である。

では、そうした「在日朝鮮人問題」を日本人の側はどうすれば解決できると考えていたのであろうか。あるいはそもそもどのような状態が解決だと見ていたのだろうか。なぜ、「解決」されずに、いぜんとして在日朝鮮人をめぐる問題が残っているかを考えるには、こうした点の考察も必

要であろう。本報告ではこの点についての歴史的概観を提示することとした。

2、戦前から一貫する日本人中心主義

在日朝鮮人が社会集団を形成するようになったのは、日本帝国の敗戦前、つまり1945年8月以前のことである（本格的な人口増加、定住層の形成が目立ち始めるのは1920年代）。この時期において朝鮮人は日本帝国の一員であり、本人たちが望んでいたわけではないが日本国籍を持つとされていた。これに対して、日本帝国の敗戦後には、朝鮮人はもはや日本ではない別の国家に帰属する存在となった（ただし在日朝鮮人の日本国籍離脱が確認されるのは1952年4月28日のサンフランシスコ講和条約発効に伴う行政措置によってであった）。したがって、戦前においては朝鮮人の日本社会への統合が企図されており、逆に戦後には彼らは排除されようとしていたと見るのが一さまざまな細かなレベルでの動きを捨象すれば一可能である。

しかし、朝鮮人をめぐる戦前と戦後の日本社会や日本人の認識がまったく別なものであり180度の方向転換を遂げたと見ることはできない。しばしば“戦前の日本は多民族国家だったが戦後になって日本は単一民族国家となった”というような見解は、単純すぎるだけではなく、日本人の朝鮮人に対する認識や接し方の重要な点を見落としているというほかない。

確かに日本帝国は朝鮮をその一部として組み込んでいた。しかしもともと朝鮮は一国であり、独立を望んでいる朝鮮人が少なからず存在することは日本人もよく知っていた。また朝鮮人は日本人とともに国家の一員であり、彼らは差別されてはならないということになっていたが、そうしたなかでも日本人は、自民族＝日本人中心の社会秩序を維持しようとしていたことである。そこでイメージされていた秩序とは、もちろん治安や通常の経済活動が妨害されないという意味もあるがそれだけではない。すなわち、自

分たちのコミュニティの圧倒的多数は日本人であり、少数存在する朝鮮人たちは日本人の指導のもとに存在し、指導的地位についたり経済的な力を持ったりしてはいない、というものであった。つまり「外地」(=植民地)ではない日本内地に多数の朝鮮人がやってくることを日本人は望んでいなかった。その意味で戦前の日本人も単一民族社会志向だったのであり、朝鮮人を対等な人格を持つ存在とは見ていなかったのである。

ただし日本人も朝鮮人も天皇の下で同じ帝国臣民として平等であり、両者の分離はありえないとする「一視同仁」「内鮮一体」が、国家の公式見解とされていたなかではこうした認識は露骨に語られることはなかった。もっともそれも通常の時期には公然と語れなかったというだけである。朝鮮人が日本内地に大量に流入し(より正確に言えば強制的に動員配置され)、朝鮮人の相対的な「地位上昇」が目立ち始めた第二次世界大戦末期には露骨に朝鮮人への反感、排斥が語られるようになっていた。これは、在日朝鮮人が敵と内通している、闇経済で儲けているといったことが民衆の噂として拡大していっただけでなく、指導的地位にある日本人による公的会議での発言でも同様のことが述べられた。例えば1944年2月1日の帝国議会で、今井嘉幸議員は、日本人男子が出征して重要な産業の労働力を朝鮮人に頼らざるを得ないことへの不安、彼らが金を持ち地位上昇している、闇経済に関与している、といったことを発言している。

しかし、ここで、そのようなことを語る日本人がこれを差別と考えていなかったことにも注意しておかななくてはならない。今井議員は客観的には差別にほかならない上記の発言に続けて、“しかし私はこういう朝鮮人を排斥しようとは思わない、何とかこれを日本が包容して同化しなくちゃならぬ、そこが日本人の偉いところである”“日本の国家というものは各民族が集まって天孫民族が中心になるものである”“一視同仁の聖旨に基づいて差別待遇は致して居りません”との見解を披歴していた。こうした考えは日本人が近隣のアジアの他の民族に比べて優秀であり彼らを指導する存在であるということを前提として成り立つものであった。

3、戦後秩序形成期と法的社会的排除

日本敗戦、新たな国家秩序の形成と関連して在日朝鮮人の処遇、日本国家や社会への参加のあり方が問題となった。この問題は、1955年の左派系朝鮮人が自らを朝鮮民主主義人民共和国の公民として日本の政治への不干渉を表明することで最終的に決着する。

この間、在日朝鮮人の側は、日本国籍はもはや持たない、あるいは持たなくなるとしても、継続して日本で生活する

上で様々な権利が認められるべきであると考え、そのための主張や行動も展開した。その場合の権利とは、追放されずに日本にとどまり各種の行政サービス等を平等に受けられることだけでなく、政治参加や民族教育を行う権利も含んでいた。付け加えれば、日本社会における植民地主義の反省に基づく日朝両民族の友好の確立も望んでいた。

しかし大半の日本人は、在日朝鮮人の諸要求を許容しなかったしそもそも理解しなかった。在日朝鮮人は戦後の早い段階から権利を剥奪され、日本人の構成する共同体の外に追い出されていった。具体的には、まだ日本国籍を有するとされていたにもかかわらず、1945年12月には選挙権・被選挙権が停止され、1947年5月2日には外国人登録令によって登録管理の対象となり、1952年4月28日のサンフランシスコ講和条約発効の日には日本国籍を失ったことが通達されている。と同時に朝鮮人が自主的に運営していた民族学校は1949年9月に閉鎖されている。

前述のように戦前から日本人は自分たちの共同体に朝鮮人が入り込むことを歓迎していたわけではない。しかも日本敗戦によって、より優位な立場に位置する日本人が朝鮮人を包摂し指導し同化していかなければならないという前提は崩壊している。したがって、大半の日本人は、在日朝鮮人は帰国するのが自然であると認識していたし、日本残留を続ける者がいたとしても、彼らを日本社会の一員として同等な権利を持つ主体として考えることはなかった。付け加えれば、戦後直後には、日本人たちは、朝鮮人は闇市で儲け、徒党を組んで暴れる秩序の攪乱者として見なしており、共に社会を構成していくべき人びとは考えていなかった。もっとも、かつて「大東亜戦争」を戦ってくれたことへの感謝や戦後も日本はアジア近隣諸国との関係を重視しなければならないといった考え、あるいは人道主義的な同情論から、朝鮮人の生活に「配慮」すべきであるといった意見も日本人のなかに無くはなかった。しかし、それはごく少数の人びとの主張にとどまっておらず、政治的な影響力を持つほどのものではない。

ただし、日本共産党は、新しく建設されるべき「日本人民共和国」において在日朝鮮人の諸権利を認めようとしていた。在日朝鮮人の間でも、植民地主義を反省した日本の徹底した民主化が自分たちの権利確立と同時に新たに成立する朝鮮国家の独立が脅かされないためにも不可欠であると考えた人びとは多かった。こうしたことから在日朝鮮人運動の多数派である左派系の運動は日本共産党と共同闘争を展開した。そして、1950年6月の朝鮮戦争以降は、左派系以外の一部も加わる形で、在日朝鮮人は日本の中での反米・反軍事基地の闘争を繰り広げることとなった。

このことと日本の独立回復・在日朝鮮人の日本国籍喪失とがあいまって、1950年代初頭から半ばにかけて、日本人の間では治安秩序を攪乱する在日朝鮮人排斥の感情が強

まり、彼らを国外追放しようとする主張も一定の支持を得るようになっていた。1952年7月に行われた毎日新聞社による世論調査では、政府が行うべき治安対策として15.9%の回答者が「不穏な朝鮮人を追放する」を選択している。

前述の1955年における左派系在日朝鮮人の「内政不干渉」の宣言は、もちろん「祖国」である朝鮮民主主義人民共和国との結びつきを明確化し強固にしようという意図を持っていたが、同時に朝鮮半島や日本の共産化が望めないことがもはや明白ななかで日本人による在日朝鮮人排斥を回避しようとするものでもあった。その後も“赤い在日朝鮮人”への警戒や反感は日本社会から消滅したわけではない。しかし1950年代後半以降、在日朝鮮人イコール治安攪乱者といったとらえ方は一般的ではなくなっていった。

だがもちろん、このことは日本人が在日朝鮮人を自分たちと同じ社会を構成する一員であるという認識を持つにいたったことを意味するわけではない。在日朝鮮人が日本社会からいなくなるのは望ましいことであるという意識は根強かった。1950年代末の朝鮮民主主義人民共和国への朝鮮人集団帰国運動を革新勢力のみならず保守勢力も含めた「国民的支持」となったことはそれを証明している。

4、相対的安定と総中流化のなかの「準日本人」の差別撤廃

1950年代末から1960年代初めは、年金制度、医療保険制度、さらにこれ以降は地方自治体等で公営住宅や児童手当・障害者等への福祉制度が拡充されていった。こうした公共部門の担う社会保障や福祉政策だけでなく、優良企業の従業員や公務員となれば、より有利なサービス、具体的には年金や健康保険の上乗せ給付、独自の各種手当の支給、保養施設の利用等を楽しむことが一般化した。しかし、日本国籍を持たない在日朝鮮人は公共部門の社会保障・福祉政策を受ける権利を持たず、優良企業の従業員や公務員への就職もほとんどできない（民間企業は法的にはなく社会的偏見のために、公務員については日本国籍保持者を募集の条件とすることで）状況にあった。生活保護については権利として認められたのではないが、適用自体は排除されず、実際に受給者は存在したが（人口比で言えば日本人よりも高い水準であったことも事実である）、これに対して1950年代末までの世論は批判的で、行政当局自体も彼らへの給付を削減しようとしていた。また、そもそも在日朝鮮人の在留資格も安定的ではなく、通常意味するような永住権の付与が確認されていたわけではなかった。

しかし1960年代後半以降1980年代にかけて、国籍を理由とする法制度的な差別の多くは撤廃され、在日朝鮮人の民間企業での採用や公務員就労の門戸も拡大していった。さらに1991年にはサンフランシスコ講和条約発効時に日

本国籍を失った者とその子孫、つまり旧植民地出身者とその子孫に対して安定的な永住資格の付与が決まった。

このような権利獲得はもちろん、在日朝鮮人の訴えや行動によるところが大きい。逆に言えば、日本人の側において民族差別を撤廃し、在日朝鮮人も社会の構成員であるという認識が一般化していたわけではない。逆にある局面では、在日朝鮮人の権利要求に対して日本人の反発が表面化していた。1965年の日韓間の交渉における在日韓国人の法的地位協定（在留権、社会保障等での若干の権利付与）では子孫にまで有利な法的地位を与えることに対して日本の世論は批判的であった。あるいは1980年代半ばの指紋押捺制度撤廃闘争（外国人登録法に義務付けられていた指紋押捺の廃止要求）では指紋押捺を拒否した人びとに対して“法を守れないのであれば自国に帰れ”といった声が一部の日本人から挙がった。

ただし、この間、日本社会のなかにおいて朝鮮人排斥のムードが持続していたわけではない。むしろ社会保障や福祉政策、就職等での国籍差別の撤廃については、世論はむしろ肯定的であったし、朝鮮人の生活保護受給についても1950年代までに見られたような扇動的とすら言える批判（例えば、朝鮮人のせいで財政が苦しくなっている、といった見出しが大手の商業新聞にも踊っていた）はなくなっていた。

このような在日朝鮮人の権利伸長ないし差別撤廃の動きに対するある程度寛容な態度をこの時期の日本人が示したのはなぜであろうか。要因として指摘できるのは次の点である。

まず、1960年代後半から1990年代初頭にかけて、在日朝鮮人は日本の治安や経済に関連した脅威を与える人びとではなかった（北朝鮮による「日本人拉致問題」は1990年代初頭の段階では一部で知られてはいたが、まだ日本中が大騒ぎするほどの問題にはなっていなかった）。もちろんこの間、東アジアの緊張はもちろんあったが（そしてそれゆえに北朝鮮支持勢力や韓国の反体制運動支持勢力は日本の治安担当部局の監視対象となっていたし、管理を強化する法令の整備が一時目指されたことも事実であるにせよ）、韓国・北朝鮮が日本を対象として攻撃を加えることは考えられなかったし、過去の歴史や領土問題を持ち出して日本を批判する行動に出ることもほとんどなかった。付言すれば経済規模や国際社会での地位においても日本と韓国・北朝鮮との間に大きな開きがあり、競争相手ではなかった。

次に、各種の差別撤廃の運動は、その当事者が自己の能力発揮や幸福追求のために始めたことであり、支援は既存の組織を背景としない自発的な市民の活動として行われた。言い換えれば、韓国や北朝鮮の指令のもとに組織的に行われたものではなかったし、国家的な意味づけを持つものでもなかったのである。したがって日本人の側がそれ

を、韓国・朝鮮のナショナリズムと関連づけて捉えたり、自国が他国から干渉を受けるかのような誤解をもったりすることもなかった。

また、民族差別撤廃を求める運動の当事者たちはしばしば在日朝鮮人二世、三世であった。彼らは一世と違って朝鮮語訛りの日本語を話すわけではなかったし、日本社会で生活し続けようという希望をしばしば語っていた。こうしたなかで、日本人の間には在日朝鮮人の二世、三世以降の人びとはいずれ日本人に同化していくであろうという楽観的な見通しがあった。実際に彼らが、民族的アイデンティティを重要視しなかったわけではないし、祖国との結びつきを断ち切ろうとしていたとも考えられないが（少なくともそうではない人びとがいたことは間違いない）、日本人にとっては、在日朝鮮人は“自分たちと変わらない人たち”“日本人になりつつある人たち”と捉えられ、彼らを差別することの根拠は見つけられなくなったのである。

しかも、この時期には、高度経済成長によってたいがいの日本人はかつてに比べて物質的に豊かになり、日本人であれば一定の社会保障を受けられることは常識化し、さらに様々な社会的弱者、被差別民衆に社会福祉を拡充する政策が取られていた。この結果として日本人のほとんどは自分たちを中流層であると認識し、生活に満足できるようになった。しかも国や地方自治体の財政状況もそれほど心配ではない状況にあったこの時期の日本人はもはや朝鮮人への生活保護の支給をやめて自分たちの生活にまわせといったような主張はしなくなっていたし、むしろ自分たちと同じように日本での生活を送っている朝鮮人が公共サービスから排除される状態を不自然と考えるようになっていたのである。

要するに、この時期の差別撤廃は、近隣諸国との関係の相対的な安定のなかで在日朝鮮人は日本の脅威ではなく、日本人自身が高度経済成長で総中流化していったなかである種の余裕が生まれたなかで進められたのである。その際、日本人は、差別撤廃を求める在日朝鮮人を、「祖国」や朝鮮のナショナリズムを背負ったり、独自の文化を前面に打ち出したりする存在としてではなく、しばしばむしろ日本人と変わらない、日本に同化していく存在、いわば「準日本人」として見ていた。

その意味では、この時期の日本人の在日朝鮮人問題に対する接し方は、戦前や戦後秩序形成期の日本人中心主義、日本社会からの排除を基調とする態度から完全に転換したものとは言い難い。つまり日本人の側は、しばしば在日朝鮮人への差別撤廃を日本の秩序や日本人の優位性を脅かさない限りにおいて「準日本人」として日本社会への組み入れを許容したと見ることができる。

このように解釈することによって、この時期にも、ある場合には在日朝鮮人に対する日本人の反発が見られたのは

なぜなのかも説明できる。1965年の日韓間の法的地位協定での在日韓国人への権利付与についての世論の批判について考えれば、韓国という国家が日本に対して要求し、しかも韓国人として独自の集団を日本に半永久的に維持していこうとしていると日本人は捉えた（当時、新聞では、日本政府は韓国政府に譲歩しすぎであり、このままでは“厄介な少数民族問題”が生じることになるといった批判の論説が掲げられていた）。指紋押捺拒否闘争への一部の日本人の反発は法秩序を破ることへの嫌悪に加えて、単純に経済的に不利益や不遇を強いられている人びとに日本人並みの待遇を与えるといったことではない問題であり、しかも民族的アイデンティティや精神的な苦痛といったことが争点となったことを理解し得ない日本人がいたことが背景にある。

5、多文化共生の提唱と排外主義の噴出

しかしもちろん、在日朝鮮人は「準日本人」として社会保障や経済生活、就労機会等の社会参加のチャンスを日本人並みにしてもらうことのみを望み、それが実現すれば問題解決であると考えていたわけではない。朝鮮人としてのアイデンティティを持ち文化的権利が保証されることをも求めていたし、日本人と朝鮮人とが友好的な関係を作り出し維持していくためには、日本社会のなかでの植民地主義に対する反省が確立されることも必要であった。それを求める主張や活動は、在日朝鮮人自身も行っていたし、日本人の間でも一民族差別反対の運動に参加した人びとなどを中心に一それを支持する動きは見られた（ただし民族差別反対の活動に参画した日本人の中には、“社会保障制度における差別撤廃と1991年の特別永住権付与ですでに問題は解決した”と捉える人たちもいた）。

こうした動きと1980年代末以降のニューカマー外国人の流入・定着、先進諸国における多文化主義の紹介等によって、1990年代以降、異なる文化を尊重する社会を築くべきであるという多文化共生が目標として掲げられるようになった。2000年代に入ると日本の中央省庁も含めて行政当局も多文化共生の名のもとに様々な施策を進めたり、あるいはそれを提唱するようになった。

しかし、多文化共生の語の意味やその名の下で進められる行政当局の政策メニューには民族文化やアイデンティティの尊重はあっても、エスニックマイノリティを潜在的に危険と見なす要因となっている国家間の外交問題は論じられないし、植民地主義の反省についても語られない。またそもそもその施策の対象は主にはニューカマー外国人であった。そのような意味で1990年代以降の多文化共生の提唱、行政当局におけるその理念の受入れと施策展開は、「在日朝鮮人問題」の部分的な改善の方途を提供するもの

にとどまる。

そうしたなかで、1990年代半ば以降、日本と韓国・北朝鮮との関係は友好的であり続けたとは言い難く（もちろん2002年の日韓サッカーワールドカップ共催やいわゆる韓流ブームといった好ましい要素もあったにせよ）、日本が様々な面で圧倒し優位にあると言える状態でもなくなっている。周知のように北朝鮮が日本の安全保障上の脅威になっているとの見方が日本人の間で一般化し、韓国・北朝鮮と日本との間では植民地支配をめぐる歴史問題が外交上の懸案となった。さらに韓国は国際社会のなかで存在感を増し、経済的には日本に従属しているのではなくそれを追い越そうとするライバルとなっている。他方、日本は長期的な経済停滞にありこの先にはさらなる没落や財政破綻を懸念しなければならない状況にある。

近年、在日朝鮮人に対してインターネット上のみならず街頭デモでも露骨に国外追放、殺害を叫ぶような排外主義的な扇動が行われるようになってきているのは、上記のような点が一因となっているだろう。つまり、それを行う日本人にとっては、在日朝鮮人は日本人中心の秩序や優位性を脅かす存在であり、日本の社会保障等の享受を許すことはできないと考えているのである。それゆえに（そのことを本人たちは認めないだろうが）彼らは、在日朝鮮人を排斥し迫害しているのである。

6、まとめと展望

以上のように見れば、最近、社会的な注目を集めている在日朝鮮人に対する排外主義的な扇動は、かつて経験していなかった問題ではないし、それを行う日本人の認識パターンに新しさがあるわけではないことがわかる。在日朝鮮人を排斥する動きは、戦前にも戦後初期にもあった。それは大半の日本人が在日朝鮮人を自分たちの属する共同体の一員として認めるわけでもなく、自分たちと対等な主体であるとは考えなかったし、逆に日本人中心の秩序を脅かす存在である（少なくとも潜在的にはその可能性がある）と見ていたためである。

1960年代後半以降における、一定の在日朝鮮人の権利伸長、日本社会への参加の拡大の時期においても、残念ながらこのような認識は日本社会において根絶しなかったのである。もちろん日本社会の中で日本人と朝鮮人との友好的な関係を築くための努力がなされなかったわけではなくそれがあったからこそ差別撤廃の活動はある程度の成果をあげたし、多文化共生が語られるようになったと言うことが可能である。だが、この間の差別撤廃等の動きは、国際関係の相対的安定と経済成長に伴う総中流化という“恵まれた条件”にあった日本人が、在日朝鮮人を「準日本人」として見なして日本人並みの社会保障や社会参加のチャン

ス等を付与したという性格を持つ。したがって、そうした“恵まれた条件”が消滅し、日本人が経済的余裕を失い、かつ在日朝鮮人と「本国」や朝鮮民族としてのナショナリズムとが関連づけて考えられるような状況が生まれると、日本人の間では在日朝鮮人は危険で自分たちを脅かす存在として意識されることになるのである。

そうした状況を改善していくためには何が必要であろうか。余りにも当たり前のことに過ぎないが、植民地主義の反省の確立、在日朝鮮人が何を望むかを日本人が理解し、必要があれば日本社会の側も変えて行くこと、そして日韓・日朝間の関係の安定、国家間との関係と個人との関係は別であることを認識することが求められよう。